

資料1
総合教育会議

幼児教育の推進について

～子ども・子育て支援新制度における
教育委員会との連携について～

令和元年12月19日
子ども生活福祉部
～子育て支援課

子ども・子育て支援新制度の概要(平成27年～)

趣旨	すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。
施策	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)の創設
〃	地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実(地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業等)
〃	企業による子育て支援の応援(企業主導型保育所:平成28年度～)
体制	制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備 (内閣府に子ども・子育て本部を設置し、文部科学省、厚生労働省と連携)
〃	国が基本指針を策定し、市町村が実施主体となり計画を策定、県は支援計画を策定する。
財源	消費税率の引上げ(0.7兆円)等による、国、地方の恒久財源の確保(1兆円)

子ども・子育て支援新制度における量の確保と質の向上対策

(目的) 幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等に鑑み、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保を目的としている。
(内閣府、厚生労働省、文部科学省共管)

量の確保	質の向上
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所、認定こども園の量的拡充 ■ 幼稚園での預かり保育の拡充及び3年教育の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園教諭、保育士の配置基準の改善や処遇改善等 ■ 幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育の充実

教育委員会と知事部局との緊密な連携が必要不可欠

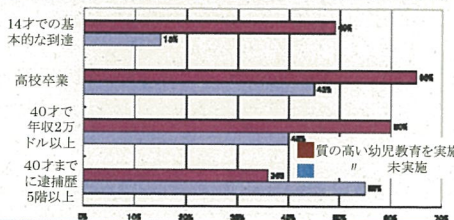
2

質の高い幼児教育の提供

幼児教育とは

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの。
- 近年、諸外国において、質の高い幼児教育がその後における成績向上や進学率の上昇、所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られている。

出典：Heckman and Masterov (2007) "The Productivity Argument for Investing in Young Children"
※「ペリー-就学前計画」とは、1990年代のアメリカ・ミネソタ州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一週に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの



教育委員会の役割

- 新制度の目的は、「質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供」すること
 - ⇒ 教育・保育施設の量的拡充・提供体制の確保だけが目的ではない。
 - ⇒ 幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育を提供する観点から、**学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に新制度に関与することが不可欠。**
 - ⇒ 教育委員会は、事業計画策定の段階から積極的に参画し、事業計画に基づく取組みが円滑かつ適切に行われるよう首長部局と連携することが必要。

3

(文部科学省から各教育委員会あて説明資料)

沖縄県教育大綱について

■ 沖縄県教育大綱(平成29年6月)～抜粋～

第4の2(5)

乳児期、幼児期、学童期の教育・保育について、どの教育・保育施設等にいる子どもにも、その発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供できる体制の整備を推進する。

※ 沖縄県教育大綱

知事と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、沖縄県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標及び施策展開の方針を定める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3)

※ 教育総合会議

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議等を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

教育総合会議は地方公共団体の長及び教育委員会で構成する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4)

4

幼児教育センターの設置及び幼児教育アドバイザーの配置について

■ 国(内閣府)は、子ども子育て支援法に基づく基本指針を改訂し、都道府県が策定する子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する事項として、以下の点について追記した。

- 教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備
- 幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置

■ この基本指針を受け、第二期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画(黄金っ子応援プラン)に、教育庁と子ども生活福祉部が連携して幼児教育センターの設置及び幼児教育アドバイザーの配置について盛り込む予定。

スケジュール

- | | |
|---------|--------------------------|
| 令和元年11月 | 子ども・子育て会議での計画(素案)の審議(了承) |
| 〃 12月 | パブリックコメント |
| 令和2年1月 | 同会議での計画(案)の審議(了承) |
| 令和2年3月 | 計画の決定 |

5

幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームの設置

目的	質の高い幼児教育・保育の推進体制を構築するための調査・検討を行う。
組織	教育庁義務教育課長、子ども生活福祉部子育て支援課長等
事務局	子育て支援課
検討状況	<p>○令和元年7月5日設置 ○これまで8回会議を開催し、以下の点について検討を行った。</p> <p>①沖縄県に幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーを配置すること</p> <p>②次期子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこと</p> <p>③幼児教育センターを教育庁に設置すること</p> <p>④幼児教育センターに対し子ども生活福祉部から人員配置、予算確保を行うこと</p>

6

黄金っ子応援プラン（第二期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）

- 性格 沖縄県における、令和二年度から5年間の子ども・子育て支援の基本方針となるもの
- 目的
 - 質の高い教育・保育の計画的な提供体制の確保
幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上
 - 専門的な知識及び技術を要する支援（社会的養護、ひとり親家庭等支援、障害児・発達障害児支援等）
- 主な施策
 - 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保
（市町村計画に基づき、必要な量の見込みと提供体制の確保方策を設定）
 - 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保
（幼児教育センターの設置及び幼児教育アドバイザーの配置）
 - その他施策の市町村との連携（児童虐待防止対策、社会的養護体制の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障害児施策の充実、発達障害児支援体制の整備等）
 - 労働者の職業環境と家庭生活との両立を図るための雇用環境の整備等
（放課後児童クラブの設置促進等）
- 根拠法 子ども・子育て支援法等

7

参考:国等の動向について(文部科学省)

■ 「教育振興基本計画」

(平成30年6月15日に閣議決定:平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5カ年計画)

各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修についても充実を図ること。

■ 文部科学省令和元年度予算

担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

■ 幼児教育研究センターの設置(平成28年4月～)

8

参考:他県等におけるセンターの設置状況について (平成30年度)

■ 都道府県:16団体

秋田県、栃木県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、奈良県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

■ 市町村:34団体(団体名は省略)

■ 国(内閣府)が、基本指針を改訂し、子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する事項として、「教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点(いわゆる幼児教育センター)の整備」について追記したことから、今後、増加すると予想される。

9